

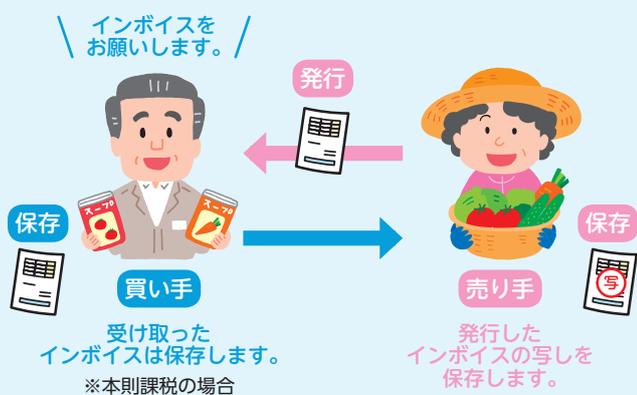
\\ 一目でわかる! \\ インボイス 発行・登録 どうする?

ほとんど
全ての事業者に
影響が
あります!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています。

インボイスって何?

インボイスは、取引のときに、売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）です。買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入税額控除を受けられません*。



どんな請求書なの?

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の3つを追加記載したことになります。

■ インボイス（適格請求書）

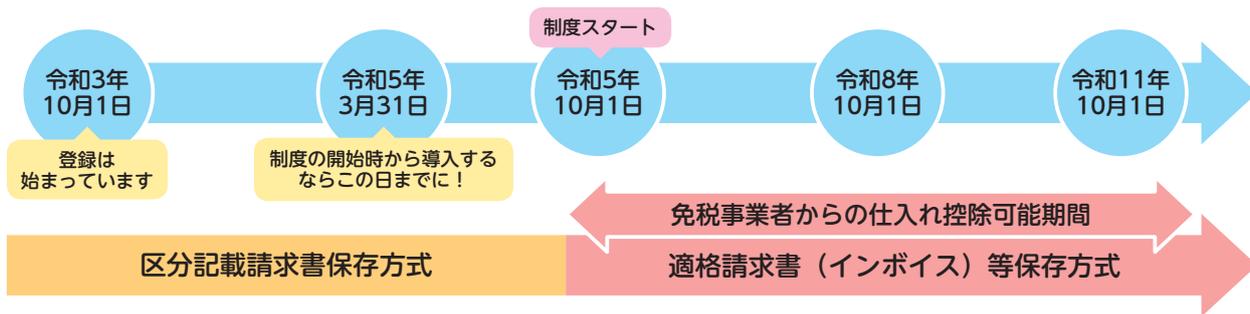
請求書	
令和5年8月31日	(株) ▲▲(T1234-...)
(株) ○○○御中	インボイス登録番号
●年●月分	
●月▲日 ▲▲▲▲	3,300円
●月■日 □□□□	21,600円*
●月▼日 ▼▼▼▼	13,200円
合計	116,560円
10%対象 55,000円	内税 5,000円
8%対象 61,560円	内税 4,560円
※は軽減税率対象	

適用税率

適用税率ごとの消費税額

導入までのスケジュール

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録をすませる必要があります。（困難な場合、令和5年9月30日まで登録が猶予されます）



免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。

ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

当初3年間
令和5年10月1日～令和8年9月30日

80%
控除可能

次の3年間
令和8年10月1日～令和11年9月30日

50%
控除可能

令和11年10月1日以降

できません



登録するかどうかは選べる？

免税事業者については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



フローチャートでチェック！

YES →

NO →

現在、消費税の課税業者
消費税を申告納税している

(本則課税・簡易課税)



登録申請
必要

取引相手は
事業者が中心

取引相手は
一般消費者のみ

(領収書を必要としない)

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。

- 取引先との関係
- 売上高の減少の可能性
- 消費税の納税額

登録申請
不要

登録する場合、
2つの選択肢があります

売上が1,000万円以下であっても、
インボイス発行事業者になると消費税の納入義務が生じます。

登録しない場合、
免税事業者のままいることも可能

本則課税

売上高に対する消費税額から
仕入にかかる消費税額を差し引
いて納税する消費税額を算出し
ます。

簡易課税

売上高に業種に応じたみなし
仕入率をかけて、納税する消費
税額を算出します。仕入時に支
払った消費税額は影響しません。



詳しくは、冊子版「一目でわかる！インボイスの手引き」をご覧ください。